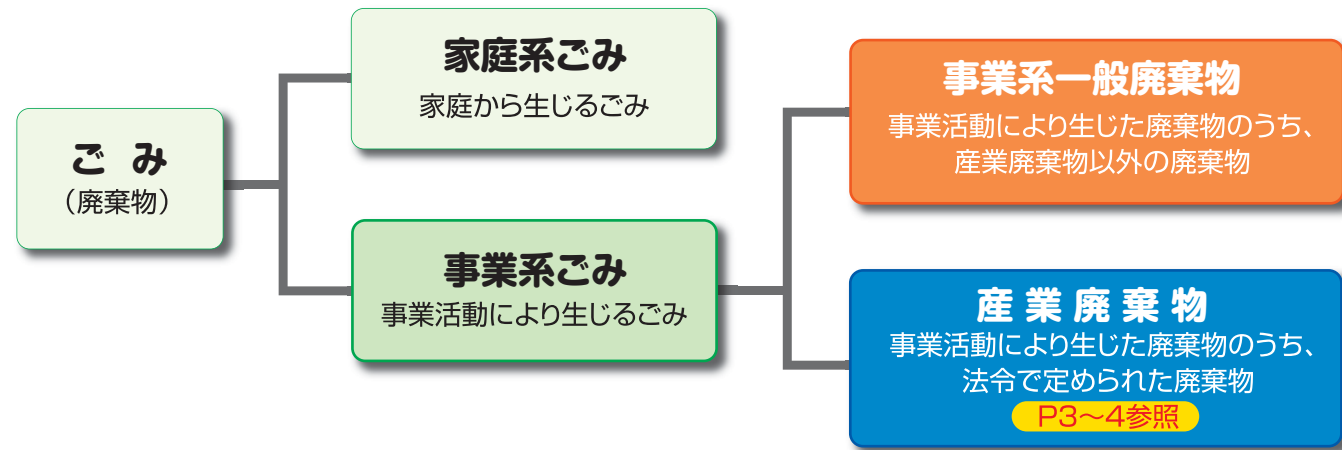


## 事業系ごみについて

ごみには、家庭から生じるごみ（家庭系ごみ）と事業活動により生じるごみ（事業系ごみ）があり、事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



### 特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物

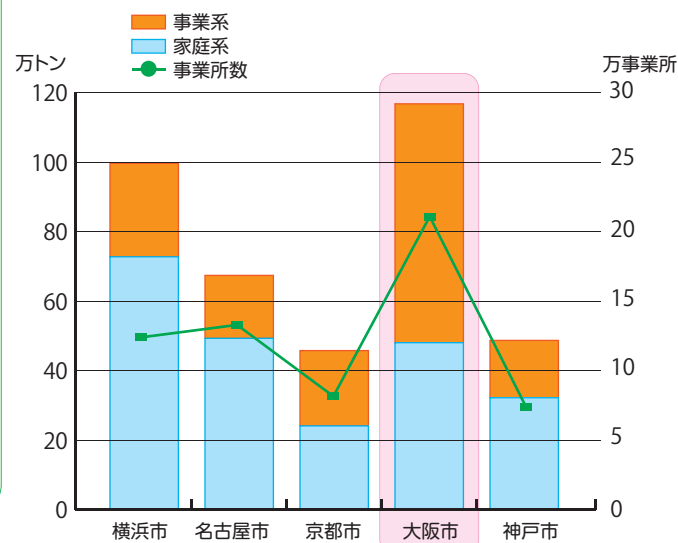
一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は、特別管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準にしたがって処理しなければなりません。

## 大阪市における事業系一般廃棄物の現状について

大阪市では、近年ごみ処理（焼却）量は減少していますが、大阪市の特徴として政令指定都市の中でも事業所数や昼間流入人口が最も多く（※1）、ごみ処理量に占める事業系ごみ（一般廃棄物）の割合が約6割に達しており、全国平均の約4割を大きく上回っていることなどから（※2）、事業系一般廃棄物の減量・リサイクルが大変重要な課題となっています。

- (※1)
- 大阪市の事業所数  
20.9万事業所（2位名古屋市13.2万事業所）
  - 大阪市の昼間人口  
353万人（2位横浜市 337万人）
  - 昼夜間人口比率  
132.8%（2位名古屋市113.5%）
- 出展 事業所数：平成21年度経済センサス（総務省）  
ごみ処理量：一般廃棄物処理実態調査（環境省）  
人口：平成22年国勢調査抽出速報集計結果より抽出
- (※2)
- 大阪市 60.0%
  - 政令指定都市平均（大阪市を除く）35.0%（平成22年度実績）

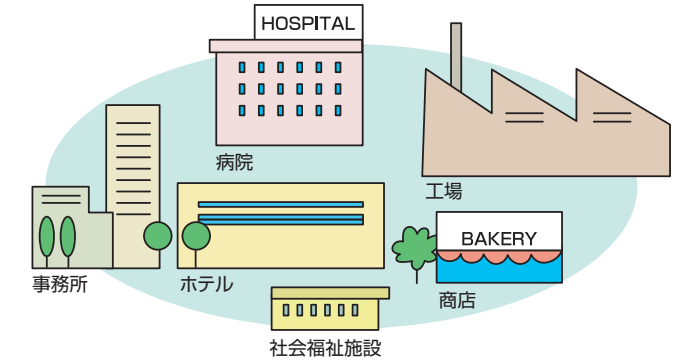
■大阪市と政令市における事業系ごみの状況



## 排出事業者責任について

- 廃棄物処理法では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。（廃棄物処理法（以下「法」という）第3条第1項）
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。（法第3条第2項）
- 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。（法第3条第3項）

※「事業者」とは、事務所・商店・飲食店・工場・ホテルなど営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福祉施設・官公庁・学校などの公共公益事業を営む者も含まれます。



※「事業活動に伴う」とは、本来の事業活動のほか、それから随伴するものである限り、付随的業務に伴うものや不可避的に伴うものを含みます。例えば、従業員が昼食時に排出する廃棄物（廃プラスチックである弁当容器や金属くずである空き缶類など）も「事業活動に伴って」排出されたものとなります。

## 適正区分・適正処理とは

### 適正区分

事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、それぞれを処理するまで適正に保管すること。

### 適正処理

適正に区分された廃棄物（事業系一般廃棄物と産業廃棄物）を自ら処理するか、又は他人の廃棄物を処理できる業者に委託し適正に処理すること。



- 専ら再生利用の目的となる古紙、金属くず、空きびん、古繊維はこれらを専門に取り扱う再生資源事業者（リサイクル事業者）にも委託できます。